

子どもの医療費助成に関する2本の新設条例提案について

2018年6月5日

日本共産党東京都議会議員団

1、条例案の内容について

①東京都子どもの医療費の助成に関する条例（案）

- ・現在東京都は、市町村が行う中学生まで（15歳になる年度の年度末まで）の子どもへの医療費助成に対し、乳幼児医療費助成事業実施要綱および義務教育就学児医療費助成事業実施要綱に基づいて補助を行っていますが、これを条例化します。
- ・現在の都の補助制度で設けられている所得制限をなくします。
- ・同じく現在の都制度にある自己負担（小中学生の通院1回につき200円と入院時食事療養費）をなくします。
- ・市町村が以上の範囲内で行う医療費助成に対し、3分の2の補助を行います。（現在の補助率は2分の1）
- ・施行日は2019年4月1日です。

②東京都青少年の医療費の助成に関する条例（案）

- ・区市町村が行う、中学校卒業後、18歳になる年度の年度末までの子どもへの医療費助成に対して補助を行います。
- ・所得制限と自己負担はありません。
- ・区市町村が以上の範囲内で行う医療費助成に対し、3分の2の補助を行います。
- ・施行日は2019年4月1日です。

2、提案理由

①東京都子どもの医療費の助成に関する条例（案）

- ・東京都は中学生までの子どもに対する医療費助成を行っています（※）が、都の制度には所得制限と入院時食事療養費の負担があり、小中学生に対しては通院1回あたり200円の自己負担もあります。
- ・そのため、多くの自治体がさらに医療費助成を上乗せしています。

- ・しかし、区部ではすべての自治体で中学校卒業まで所得制限がなくなり、通院費も無料化されているのに対し、多摩地域と島しょ地域では多くの自治体で所得制限と通院費の負担があり、地域による格差が生まれています。
 - ・また、入院時食事療養費は2015年度までは1食260円でしたが、今年度は460円まで値上げされ、1日で1380円、30日で41400円と重い負担になっています。
 - ・地域間格差を是正し、子どもの医療費負担を軽減するため、所得制限と自己負担をなくすとともに、市町村の負担を軽減する条例案を提案します。
- ※子どもの医療費助成を直接実施しているのは区市町村で、市町村に対しては都が必要な費用の2分の1を補助しています。区に対しては都区財政調整制度により財源が保障されています。

②東京都青少年の医療費の助成に関する条例（案）

- ・現在、福島県と鳥取県が18歳までの医療費助成を行っており、静岡県も今年10月から対象年齢の上限を18歳まで拡大するとしています。区市町村レベルでは、全国で約400自治体の実施しています。子どもの健やかな育成のため、都としても18歳までの医療費助成を行う必要があります。
- ・都が2016年度に実施した子どもの貧困に関する実態調査では、医療の受診を抑制する理由として、自己負担金を支払うことができないと思ったためと回答した割合は、小中学生の保護者では約1%だったのに対し、16歳から17歳までの子どものいる保護者では2.7%と高くなっていました。
- ・同調査ではこの結果について「医療費助成制度が15歳まで対象となっていることが理由の一つとして考えられる」としています。とりわけ16～17歳の困窮層の保護者では自己負担金を理由に挙げた保護者が18.8%に上っています。子どもの貧困対策の観点からも、医療費助成の対象年齢を引き上げることが重要であるため、本条例案を提案します。

3、必要経費

- ・必要経費は中学生までの医療費助成が約50億円、18歳までの医療費助成が約40億円、合わせて約90億円と見込んでいます。

以上